

令和 7 年度第 1 回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和 7 年 4 月 2 2 日（火） 1 4 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0

場 所 船橋市役所本庁舎 9 階 第一会議室

出席委員	佐 藤 彰 一	全国権利擁護支援ネットワーク顧問
	森 本 亨	千葉県弁護士会京葉支部
	赤 川 和 弘	船橋市医師会
	河 野 正	成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
	山 本 誠 一	千葉県社会福祉士会
	野 口 友 子	船橋市障害者成年後見支援センター
	渡 邊 哲 也	千葉県精神保健福祉士協会
	小 川 由美子	コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部
	白 鳥 敦 子	船橋市社会福祉協議会 ふなばし高齢者等権利擁護センター
	小 島 伸 子	船橋市民生児童委員協議会
	白 田 東 吾	保健と福祉の総合相談窓口さーくる
	益 永 展 秀	船橋市介護支援専門員協議会

オブザーバー	新 井 達 也	千葉家庭裁判所市川出張所	主任書記官
	神 田 里 香	千葉家庭裁判所市川出張所	主任書記官

市出席者 高齢者福祉部 滝口部長
地域福祉課 澤田課長補佐、 障害福祉課 日高課長補佐
生活支援課 山本課長、 保健所保健総務課 松浦課長
福祉政策課 斎藤課長
地域包括支援センター所長（中部） ほか職員

事務局	地域包括ケア推進課 服部課長、鈴木課長補佐、板松課長補佐 国島係長 ほか職員
-----	---

次 第 1. 開会
2. 議事
（1）委嘱状の交付、代表・副代表の選出
（2）中核機関の活動報告について
（3）受任者調整会議の運用について
（4）その他、報告事項等
3. 閉会

傍聴者 2 名

会議の公開・非公開の区分 公開

1 4 時 0 0 分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が低下した人の財産や権利を守るため、船橋市の権利擁護支援の推進と支援ネットワークの構築を目的として設置するものでございます。

また、令和4年3月に策定した「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理につきましてもこの協議会で行っていくものとしております。こちらの計画は5か年計画となっており、令和8年度には船橋市成年後見制度利用促進基本計画の2期計画策定がでございます。今年度より、準備を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

（1）委嘱状の交付、代表・副代表の選出

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

それでは、次第に沿いまして、委嘱状の交付及び会長、副会長の選任に移りたいと思います。

最初に委員の任期についてご説明いたします。

前期につきましては、令和7年3月31日をもって2年の任期を満了されたところであり、事務局において、関係団体等に改めて推薦をお願いさせていただいたところでございます。

ご多忙の折、お引き受けいただきました皆様には、深く御礼を申し上げます。

今期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、委嘱状の交付に移ります。

（高齢者福祉部長より委嘱状交付、自己紹介）

【会長 副会長の互選】

では続きまして、本協議会の会長及び副会長の選任に移りたいと思います。

会長の選任まで事務局にて進行させていただきます。

会長及び副会長の選任は、「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」第5条に基づき、委員の互選による選出となります。委員の皆様、いかがでしょうか。会長のご推薦はございますか。

○山本委員

本協議会は、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の推進を検討・協議する場であり、深い見識が必要と考えます。前任期間においても会長を務めてこられました、全国権利擁護支援ネットワーク顧問の佐藤委員にお任せしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ご異議がございませんので、佐藤委員に会長をお願いいたします。
では、佐藤会長、以降の進行をお願いいたします。

○佐藤会長

では、ここからは私が進行をいたします。次に副会長を選任いたします。誰かご推薦はございますか。

○野口委員

令和3年度の当初からこの協議会に携わり、成年後見制度や権利擁護支援に見識が深く、千葉県弁護士会においてもご活躍をされております森本委員にお任せしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤会長

それでは森本委員に副会長をお願いすることといたします。
議事に移る前に、会議の公開と、本日の協議会について、事務局から説明してください。

(傍聴者の確認、会議の公開について説明、会議資料の確認)

○佐藤会長

改めまして佐藤でございます。2年間よろしくお願いいたします。
現在、国の法制審議会では民法の成年後見関連の条文の改正作業が進んでおります。大体の方向性や議論の内容が公表されており、あと2回ほど公表されるようです。
また、その議論の内容を受けてパブリックコメントが今年の7月に出されて8月をめどにそれに対する意見を国民からいただく予定になっているようです。そして、このパブリックコメントの反応を受けて令和8年度末をめどに民法の改正を実施するようです。ちょうど我々の任期と重なります。
併せて、厚生労働省において地域共生社会の在り方検討会議が動いており、こちら

は3月であったと思いますが、新日常生活自立支援事業という、今の日常生活自立支援事業の制度を大きく改める意見が公表されております。

これも同時期である令和8年度末をめどに改正するとのこと、我々の任期である2年間で大きく日本の法制度が変わることになります。その動きを見ながら我々の基本計画も令和8年度に改めて設定することとなります。皆様の情報提供なりご議論を事務局に提供いただけると大変ありがたいと思っております。

この協議会は年2回しか開催されないで議論の時間が少ないですが、事務局を通じて情報交換をしていくことで、この2年間を乗り切っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは次第にそって議事を進めていきたいと思っております。

議題の二つ目、中核機関の活動報告について事務局より説明をお願いいたします。

（２）中核機関の活動報告について

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

それでは事務局より船橋市権利擁護サポートセンターの活動報告について（中核機関の活動報告について）説明をいたします。資料1をご覧ください。

（令和6年度における中核機関の活動内容についての説明。広報・啓発活動、医療福祉関係者に向けた研修の実施、相談実績、事例検討会議の実績等について説明。資料1参照）

○佐藤会長

ありがとうございました。令和6年度の中核機関の活動についてご説明いただきました。今の説明について委員の皆様から質問や意見はございますか。

○河野委員

相談の内訳のところで、専門職からの相談が6%あるということですが、具体的にどのような相談でしたか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

ケースによって様々ですが、例えばケアマネジャーと後見人の間で支援方針が合わず困っているケースや、セルフネグレクトの場合どういう対応をすべきか等の相談がございました。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

○野口委員

権利擁護サポーター養成講座を受けていただいた方のうち、昨年度は12名の方に当障害者成年後見支援センターへご登録をいただきました。また、一昨年度も10名

以上の方にご登録いただきました。ご登録いただいた皆様には一人一人面談をして、実際の後見活動についての説明をし、役割を担っていただいている方も多くいらっしゃいます。しかし、登録希望の方が多数いらっしゃるため、すぐに面談をすることができず、登録希望者をお待たせしてしまっている状況もあります。一昨年度ご登録いただいた方は、現在7名に活動をしていただいております、今年度の登録者は現在6名が面談を終了しています。

広く一般市民の方に権利擁護について知っていただくことは大事なことであるため権利擁護サポーター養成講座は重要です。ただ、このペースでどんどん登録希望者が増えるとせっかくやりたいと言ってくれている方をお待たせしてしまうことが当センターの課題でございます。

○佐藤会長

今のはご意見ということでよろしいでしょうか。

○野口委員

はい。

○佐藤会長

どこの自治体でも養成講座を終了したらすぐさまお願いするということにはなっていないようです。それにはいろいろな事情があると思いますが、ご検討をいただければと思います。

事務局からコメントありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

養成講座の参加者数や登録希望者数は我々の見込みを超えて多くの方に参加いただいております。参加者の今後の活躍の場としては、社会福祉協議会にどういう形で絡んでいただくかも含め、相談、検討させていただきたく思います。

また、引き続きPACガーディアンズで活動を行いたい方についても、受け入れの状況を確認しながら希望を募っていきたいと思っています。

○佐藤会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

○小川委員

権利擁護専門職相談について、こういった制度があるということを知り、実務者としては、あの時ここに相談できたらという事例がいくつか浮かんでくるところです。

こちらは、まず窓口として中核機関に相談し、より専門的なアドバイスが欲しい時に専門職へ相談できると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

小川委員のおっしゃるとおり、まず中核機関で相談を受けさせていただき、その中で解決が難しい場合に弁護士、精神科医、司法書士、障害者成年後見支援センターの方にアドバイスを受けることが可能です。

また、権利擁護支援定例会議は専門職後見人の方であれば参加が可能なので、こちらでも専門職による事例の検討が可能です。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

○山本委員

資料の相談種別にある、成年後見制度の申立て支援の依頼者は親族ですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

そうですね。基本的には親族からの依頼です。内容としては、申立て方法の案内や書類の作成方法などを助言させていただいております。

○山本委員

親族が申立てをすることは結構ハードルが高く、何度も質問してくる可能性があります。そういった場合はどう対応していますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

実際に複数回にわたってご相談をいただくケースがございます。わからない場合は何度でも相談を受けて、対応させていただいております。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

○白田委員

資料1（4）の事例検討会議に傍聴という形で参加したので、感想を述べさせていただきます。

セルフネグレクトの高齢者のケースでさーくると包括支援センターが関わっていた事例でした。対象者は元々いい暮らしをしていた方で、家賃が高く、生活水準を下げられない状況。食べるものも無くなってしまって、さーくからフードバンクで食料を提供しており、生活が破綻してしまっているケースでした。事例検討会議では、まず医療機関にかかるべきとの非常に貴重なご意見をいただきました。

○佐藤会長

今、こういう専門相談は難しい時期でして、2年後に制度の変更が想定され、少し先行きが不透明なので、いつ申立てするのか等の相談にきちんと答えることがなかなか難しい状態です。それについては法制審議会の方でも全く議論していないようです。

ただ、事務局としてはすべてを受け止めますということでやっておられるようなので、安心してご相談をいただければと思います。

この件について他にないようであれば、次の議題として受任者調整会議の運用について、事務局より説明をお願いいたします。

（３）受任者調整会議の運用について

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

受任者調整会議の運用について事務局より説明いたします。資料２－１・２をご覧ください。

（検討を行う会議体、受任者調整の対象とする事例、事例の選定方法、想定される事例、会議に必要な書類、受任者調整会議の流れについて説明。資料２－１参照、【受任者調整シート】案の記載事項について説明。資料２－２参照）

○佐藤会長

ありがとうございました。このことについては何度か本協議会で議論しましたよね。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

本協議会及び権利擁護支援定例会議にてご議論いただきました。

○佐藤会長

わかりました。では、今の説明について委員の皆様から質問や意見はございますか。

○森本委員

私、前回会議を欠席したので、議論についていけないのかもしれないのですが、２点質問です。

申立ての必要性自体の見直しはこの会議の議題に含まれるのでしょうか。

次に、“資料２－１ ４ 想定される事例について”に記載のある「本人の希望や以前から関わりが深い専門職がついている場合など」については候補者が絞られているという感じがしましたが、その場合に受任者調整は必要なのでしょうか。必要であるならば、その候補者の適正も含めて受任者調整会議でチェックするという趣旨なののでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

まず１点目について、全ての事例において、申立ての必要性自体の見直しを議論するものではございませんが、申立ての必要性に疑義がある事例についてはその見直しについても議題に含まれます。

２点目について、今まで船橋市では市長申立ての場合、本人が希望する候補者がいたとしても、候補者を立てず家庭裁判所に一任するという形で申立てを行っていました。今後は、必要に応じて受任者調整者会議にて適任職種の検討を行っていきます。

○森本委員

ありがとうございます。

会議に必要な資料についての意見です。

申立て時の収支予定表まで詳しいものを用意することは難しいと思いますが、ざっくりとした収支情報は検討するにあたり必要であるため会議資料のどこかに入れた方がよいと思います。

次に、わかっている範囲の親族関係の情報（親族の関わりや相続の有無等）も必要であると思います。

最後に、市川市では本人が望む今後の暮らし・生活の在り方等について会議資料に記載がありました。成年後見制度の見直しの中で自己決定の制限をできるだけしないようにするという趣旨もあるため、簡単なものでもよいので会議資料に記載があると良いと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

ご意見ありがとうございます。現在、会議資料として使用しているケースシートについて、ご助言いただいた記載事項に漏れがないかを確認して、必要に応じて更新してまいります。

○佐藤会長

ありがとうございました。この件について2年にわたって協議してきましたが、ようやくここまでたどり着いたかなと思います。いろいろとまだ課題はあり、船橋の中のいろいろな事情から受任者調整シートを一枚ものにまとめるのは難しいので、別の形に変えていくことも検討されているようです。

ですが、とにかく受任者調整まではたどり着きました。このことについて、家庭裁判所市川出張所の書記官の方は要望などのコメントございますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

受任者調整会議の在り方や対応に関して、裁判所は意見を述べる立場にないのかなとは思いますが、市川管内の他市も受任者調整の結果を添えて申立てていることは事実としてございます。船橋市の方で受任者調整を行い、その結果が申立書類等に記載されていれば、裁判官が後見人を選ぶに当たって、その情報を参考にできると思いますので、引き続き進めていただければと思います。

○佐藤会長

今は職種でしか候補者を指定していませんが、その場合、裁判所はその専門職団体に推薦依頼をするということになりますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

おっしゃる通りです。

○佐藤会長

前もこの場で聞いたかもしれませんが、専門職団体に推薦依頼をして断られたらどうするのですか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

推薦いただけることが多いですが、推薦いただけない場合もございます。その場合は、どの専門職団体に再度依頼するのかを検討して、裁判官と相談します。

○佐藤会長

ありがとうございます。千葉県内において、個人名を特定して推薦を出すことは難しいようなので職種で推薦依頼をしているようではすけれども、もし例外的に断られるケースがあれば、また中核機関の方に返していただいて、ご相談いただけたらありがたいと思います。事務局はいかがでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

個人の受任者調整は中核機関の方でもなかなか難しいと思っています。また、今後受けてくださるような法人を育てていくなど、受け手を増やしていけるような支援策は考えていく必要があると思っています。

○佐藤会長

受任者の候補としては専門職団体だけでなく、社会福祉協議会やPACガーディアンズ等も入るということですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

おっしゃる通りです。

○佐藤会長

白鳥委員、社会福祉協議会が候補者に推薦されるとしたら受け入れの状況はいかがでしょうか。

○白鳥委員

喜んで受けさせていただければと思うのですが、内容によって難しいようなケースはご相談させていただきます。

○佐藤会長

PACガーディアンズの野口委員の方はいかがですか。

○野口委員

受けさせていただきます。現在も障害福祉課の方では、市長申立て時、候補者の欄

にPACガーディアンズと書かれていることが多く、申し立ての段階から一緒に相談しながら対応しています。

ひとつ意見ですが、市長申立てが必要かどうかについて高齢者、障害者に関わらず、船橋市全体で話し合いができないでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

市長申立ての検討については権利擁護支援定例会議をご利用いただけます。また、関係各課もその会議に参加可能です。まずは中核機関にご相談をお寄せいただければと思います。

○佐藤会長

ありがとうございます。

受任者調整についてはまだまだ課題がございますが、なんとか候補者が出るようにこれからも進めていってくださったらいいなと思います。また、最終的には船橋市内で受任者がいないという事態がないようにしたいと思います。

この件について他に意見等がないようであれば、次の議題としてその他、報告事項について、説明をお願いいたします。

（４）その他、報告事項等

○福祉政策課（斎藤課長）

身寄りのない高齢者等サポート事業は令和7年度の新規事業ということで、現在契約に向けて鋭意準備をしているところです。開始は令和7年10月1日を予定しております。当該事業は委託で実施する予定でございまして、委託先は船橋市社会福祉協議会です。

皆様もご承知のとおり、身寄りのない高齢者等の問題につきましては、かつて同種の事業を行っていた企業が預り金を流用してしまったという事件がございました。また、近年同種の民間事業者は結構あるのですが、預託金が高額なことや解約が難しいことから消費者問題に発展しておりまして、厚生労働省においては内閣府の消費者委員会の建議により必要な措置を講ずることとされ、いろいろな事業を展開しています。今回船橋市が手上げをする本事業につきましても厚生労働省モデル事業の国庫補助金があり、こちらを活用してまいります。

事業の内容等については資料3をご覧ください。

（サービスの内容、料金設定等、対象者、相談から契約までの流れ及び面談時確認事項について説明。資料3参照）

○佐藤会長

ありがとうございました。今ご説明いただいた、身寄りのない高齢者等サポート事業について委員の皆様から質問や意見はございますか。

○益永委員

意見になるのですが、こちらの事業はケアマネジャーの立場として、病院と入退院時に連携していく部分で非常にありがたい事業であると感じています。一方で、生活保護の方が対象外というところについては、私の実感としても、生活保護の方ほど、このような入退院時の支援が必要であると感じています。

また、この事業に限らず、日常生活自立支援事業や成年後見制度もそうなのですが、利用者は本当に必要になったときに初めて依頼をしてることが多く、申請から契約まで数か月かかると、空白の期間を誰がどのように対応していくのかということが引き続き課題として残るのかなと思います。

○福祉政策課（斎藤課長）

ご意見ありがとうございます。

まず、生活保護の方を対象外としたことについて、我々としても生活保護の方が対象となる余地があるのではないかと一度考えたのですが、ただやはり制度として国の方で用意されているものを活用することが大事という整理に立たせていただいております。しかし、引き続き生活保護の方についても何かできることはないか考えていきたいと思います。

また、例えば60歳代で事業を利用したいと思われても、実際、今病気ではないなど様々な状況で今契約をする必要がない場合はあると思います。ただ、本人にエンディングノートを書いていただくという行為が本事業の窓口である社会福祉協議会と本人とのつながりになります。そこから契約をしなくても遠慮なくご相談くださいという形でやっていければなと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございます。この件について他にいかがですか。

○河野委員

仮に契約を結んだ後に認知症等により後見人等がついた後も、その契約内容は引き継がれるということでしょうか。

○福祉政策課（斎藤課長）

ご質問ありがとうございます。

原則、引き継いでいただこうと思っております。ただ、後見人等が不要と考えるサービスがあればその部分は契約を解除してよいと思います。また、契約解除したサービスに応じた利用料の変更も検討点の一つとなっております。

○佐藤会長

ありがとうございます。この件について他にいかがですか。

○山本委員

6 か月に 1 回の訪問による見守りで、対象者と人間関係が構築できるのかが心配です。訪問回数に関して適宜増やしていくこと等を考えていらっしゃるのでしょうか。

○福祉政策課（斎藤課長）

ご質問ありがとうございます。

先ほどの説明でも、まずはこの頻度から始めると申し上げましたが、おっしゃる通り年齢を重ねていろいろな状況がございます。ですので、1 回の訪問につき追加料金にはなりますが、訪問の頻度を増やす余地はあるのかなと思います。ただ、受託側の状況や人手の問題もありますので、将来のことを詳細には語れませんが、どのような方々にこの事業をお手伝いいただくかも含めて検討したいと思います。

○山本委員

ありがとうございます。

あともう一つ、死後事務サービスの中に納骨とありますが、納骨先は決まっているのでしょうか。

○福祉政策課（斎藤課長）

対象者によりませんが、お墓がある方についてはそのお墓に入れて差し上げます。お墓がない方については市町村事務である直葬でつながりのあるお寺で合祀することを考えております。

○佐藤会長

ありがとうございます。この件について他にいかがですか。

○小川委員

こちらの契約主体は社会福祉協議会ということでよろしいでしょうか。

○福祉政策課（斎藤課長）

市がいわゆる発注元で、受けていただくのが社会福祉協議会という予定です。

○小川委員

実際に見守り等のサービスを行うのは生活支援員になりますか。

○福祉政策課（斎藤課長）

現在想定しているのは、今年度の委託料の中に社会福祉協議会内に設置する相談ブースの相談員 2 名分の人件費を含んでいるため、新規で 2 名相当分は増員していただき、相談業務をしていただく形です。あと電話相談においては現社会福祉協議会の人材を活用するということを聞いております。

また、半年に一度の訪問については、基本的には相談員が出向く形になりますが、例えば、日常生活自立支援事業のサポーターさん達にご活躍いただくことも考えてお

ります。

○佐藤会長

ありがとうございます。

委託先は社会福祉協議会ですが、社会福祉協議会所属の白鳥委員から補足はございますか。

○白鳥委員

まだ、市と協議を進めている段階なので、今のところはございません。

○佐藤会長

ありがとうございます。

斎藤課長に1点質問です。地域共生社会の在り方検討会議において新日常生活自立支援事業が出てきています。その新日常生活自立支援事業の中には身寄りのない方の問題への支援が含まれますが、新日常生活自立支援事業が開始した際は、この身寄りのない高齢者等サポート事業は新日常生活自立支援事業に組み込まれるという理解でよろしいでしょうか。

○福祉政策課（斎藤課長）

お見込みの通りです。

当該事業が検討されているのは承知しておりまして、なお船橋市がこのタイミングでやるというのは、新日常生活自立支援事業のやり方について厚生労働省がモデルを求めているためであり、各自治体の試行の報告を以て新日常生活自立支援事業に結びつくと考えています。

我々としては新日常生活自立支援事業より先に本事業を実施することが船橋市民のためになると思っております。

○佐藤会長

ありがとうございます。

他にないようでしたら、本日の議題は終了いたします。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

本日はお忙しい中、令和7年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

今年度の協議会につきましては年間2回を予定しており、次回の協議会は11月頃を予定しております。近くなりましたら開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホーム

ページに掲載いたします。事務局からは以上です。

○佐藤会長

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

(閉 会)